

町田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年(2024年)2月22日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市手数料条例の一部を改正する条例

町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

改正前

別表（第2条関係）

名称	金額
略	略
12 固定資産課税台帳又は名寄帳の閲覧手数料	1件につき 300円
略	略
17の2 戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円
略	略
17の4 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に	1通につき 450円。ただし、自動交付機により交付する場合には、300円

別表（第2条関係）

名称	金額
略	略
12 固定資産課税台帳、名寄帳又は地籍図の閲覧手数料	1件につき 300円
略	略
17の2 戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧手数料	書類1件につき 350円
略	略
17の4 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に	1通につき 450円。ただし、自動交付機により交付する場合には、300円

基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料

基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料

17の5 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料

戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び17の8の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同

	<u>一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合は、無料とする。</u>
<u>17の6</u> 略	略
<u>17の7</u> 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> 若しくは第126条の規定に基づく <u>除籍証明書</u> の交付手数料	1通につき 750円
<u>17の8</u> 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく <u>除籍電子証明書提供用識別符号</u> の発行手数料	<u>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書</u>

<u>17の5</u> 略	略
<u>17の6</u> 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付手数料	1通につき 750円

	<p><u>提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合は、無料とする。</u></p>		
<p><u>17の9</u> 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書、<u>同法第48条第2項</u>（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は<u>同法第120条の6第1項</u>の規定に基づく届書等情報の内容の証明</p>	<p>1通につき 350円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円</p>	<p><u>17の7</u> 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は<u>同法第48条第2項</u>（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく<u>届出若しくは申請の受理の証明書又は届書</u>その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料</p>	<p>1通につき 350円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円</p>

書の交付手数料	
略	略
103の2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（非住宅部分（同法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合）	略
103の3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第12条第1項又は第13条第2項	略

略	略
103の2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（非住宅部分（同法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合）	略
103の3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第12条第1項又は第13条第2項の	略

の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（非住宅部分の用途が工場等のみでない場合）		規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（非住宅部分の用途が工場等のみでない場合）	
103の4 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（非住宅部分の用途が工場等のみの場合）	略	103の4 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（非住宅部分の用途が工場等のみの場合）	略
103の5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（非住宅部分の用途が工場等	略	103の5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（非住宅部分の用途が工場等	略

のみでない場合)	
<p>104 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（当該申請に併せて同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合（105の項から111の項までにおいて「適合性が確認されている場合」という。）において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>	略
<p>105 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該</p>	<p>1件につき 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、次に掲げる額 ア 住宅部分（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。） 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1)～(4)略</p>

みでない場合)	
<p>104 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（当該申請に併せて同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合（105の項から111の項までにおいて「適合性が確認されている場合」という。）において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>	略
<p>105 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建</p>	<p>1件につき 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、次に掲げる額 ア 住宅部分（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。） 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1)～(4)略</p>

建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)	イ 略
106 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料</u> （適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）	略
107 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料</u> （適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）	略
108 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項</u>	略

建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)	イ 略
106 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料</u> （適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）	略
107 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料</u> （適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）	略
108 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の</u>	略

<p>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>		<p>規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>	
<p>109 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）</u></p>	<p>略</p>	<p>109 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）</u></p>	<p>略</p>
<p>110 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合</u></p>	<p>略</p>	<p>110 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合に</u></p>	<p>略</p>

<p>において、当該建築物が 一戸建て住宅であるとき。)</p>		<p>において、当該建築物が一 戸建て住宅であるとき。)</p>	
<p>1 1 1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料</u>（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)</p>	<p>略</p>	<p>1 1 1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料</u>（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)</p>	<p>略</p>
<p>1 1 2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料</u>（当該申請に併せて同法第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提</p>	<p>略</p>	<p>1 1 2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料</u>（当該申請に併せて同法第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出</p>	<p>略</p>

<p>出された場合（113の項から115の項までにおいて「適合性が確認されている場合」という。）において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>		<p>された場合（113の項から115の項までにおいて「適合性が確認されている場合」という。）において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>	
<p>113 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）</p>	<p>略</p>	<p>113 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）</p>	<p>略</p>
<p>114 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場</p>	<p>略</p>	<p>114 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場</p>	<p>略</p>

合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。)	
1 1 5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第4 1 条第1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)	略
1 1 5 の 2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> （平成2 8 年国土交通省令第5 号）第1 1 条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料（非住宅部分の用途が工場等のみの場合）	略
1 1 5 の 3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等</u>	略

において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。)	
1 1 5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第4 1 条第1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)	略
1 1 5 の 2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> （平成2 8 年国土交通省令第5 号）第1 1 条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料（非住宅部分の用途が工場等のみの場合）	略
1 1 5 の 3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に</u>	略

<p><u>に関する法律施行規則第 11 条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料（非住宅部分の用途が工場等のみでない場合）</u></p>	
略	略

備考

1～4 略

5 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における、104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の107の項又は111の項に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

6 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をい

<p><u>に関する法律施行規則第 11 条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料（非住宅部分の用途が工場等のみでない場合）</u></p>	
略	略

備考

1～4 略

5 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における、104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の107の項又は111の項に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

6 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。

う。以下同じ。)における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、103の2の項の規定により算出した額とする。

7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、103の4の項の規定により算出した額とする。

8 略

9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。

10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築(同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。)を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積

以下同じ。)における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、103の2の項の規定により算出した額とする。

7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、103の4の項の規定により算出した額とする。

8 略

9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。

10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築(同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。)を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積

積の合計に応じて算出した額とする。

- 1 1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の104の項から107の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する申請建築物をいう。)の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
- 1 2 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の108の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、104の項から107の項までの規定により算出した額とする。
- 1 3～15 略
- 1 6 104の項から107の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額とする。
- 1 7 108の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、申請に併せて建築物

の合計に応じて算出した額とする。

- 1 1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の104の項から107の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する申請建築物をいう。)の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
- 1 2 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の108の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、104の項から107の項までの規定により算出した額とする。
- 1 3～15 略
- 1 6 104の項から107の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額とする。
- 1 7 108の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、申請に併せて建築物

のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額とする。

のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額とする。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表 17 の 2 の項及び 17 の 4 の項の改正規定、17 の 7 の項の改正規定、同項を 17 の 9 の項とする改正規定、17 の 6 の項の改正規定、同項を 17 の 7 の項とし、同項の次に 1 項を加える改正規定並びに 17 の 5 の項を 17 の 6 の項とし、17 の 4 の項の次に 1 項を加える改正規定 令和 6 年 3 月 1 日
- (2) 別表 12 の項、103 の 2 の項から 115 の 3 の項まで及び同表備考の改正規定 令和 6 年 4 月 1 日